

# 奈良県議会会議規則の改正について

## 1 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(発言の許可等)</p> <p>第42条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、<u>簡易な事項については</u>、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第42条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してなければならない。ただし、<u>発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは</u>、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>

## 2 申し合せ事項

今回報告の新たな申し合せ事項（「本会議における質問に関する申し合せ事項」）に、『一問一答方式の2問目以降の質問（分割質問方式の2括り目以降の質問）を自席で行うことは、会議規則第42条の「その他特に議長が許可したとき」に含まれる。』と明記する。